（観測予報課の所掌事務）

第百七条　観測予報課は、第百二条第一項、第百三条及び第百五条に規定する事務をつかさどる。

（沖縄気象台の防災調整官）

第百九条の二　沖縄気象台に、防災調整官一人を置く。

2　防災調整官は、沖縄気象台の所掌事務に関する災害の防止に係る気象業務に関する重要事項についての総括及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第百九条の三～**第百九条の六**　（略）

（沖縄気象台の気候変動・海洋情報調整官）

第百九条の七　（略）

2　気候変動・海洋情報調整官は、次に掲げる事務に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

一　（略）

二　海上気象、海水象及び地球的規模の気象並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の発表に関すること。

三　（略）

（沖縄気象台に置く課）

第百十条　沖縄気象台に、次の七課を置く。

総務課
会計課
業務課
地域防災推進課
予報課
観測整備課
地震火山課
（地域防災推進課の所掌事務）

第百十三条の二　地域防災推進課は、第百一条第一号から第五号までに規定する事務をつかさどる。

（観測整備課の所掌事務）

第百十五条　観測整備課は、第百三条に規定する事務をつかさどる。

第百十八条　削除

三　前号に掲げるもののほか、海面水温の予報に関すること（気候変動・海洋情報調整官の所掌に属するものを除く。）。

四　海上気象及び海水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること（気候変動・海洋情報調整官の所掌に属するものを除く。）。

五　地球的規模の気象及びこれに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること（気候変動・海洋情報調整官及び観測課（東京管区気象台にあっては、技術課）の所掌に属するものを除く。）。

六　気候、海上気象、海水象及び地球的規模の気象に関する情報の収集及び発表に関すること（気候変動・海洋情報調整官の所掌に属するものを除く。）。

七　海上気象及び海水象に関する気象測器に関すること。

（技術課の所掌事務）

第百七条　技術課は、第百三条から第百五条までに規定する事務をつかさどる。

（新設）

第百九条の二～**第百九条の五**　（略）

（沖縄気象台の気候変動・海洋情報調整官）

第百九条の六　（略）

2　気候変動・海洋情報調整官は、次に掲げる事務に関する関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

一　（略）

二　海上気象、海水象及び地球的規模の気象並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の発表に関すること（観測課の所掌に属するものを除く。）。

三　（略）

（沖縄気象台に置く課）

第百十条　沖縄気象台に、次の八課を置く。

総務課
会計課
業務課
防災調査課
予報課
観測課
地震火山課
地球環境・海洋課
（防災調査課の所掌事務）

第百十三条の二　防災調査課は、第百一条第一号から第六号までに規定する事務をつかさどる。

（観測課の所掌事務）

第百十五条　観測課は、第百三条に規定する事務をつかさどる。

（地球環境・海洋課の所掌事務）

第百十八条　地球環境・海洋課は、第百六条に規定する事務をつかさどる。